

青森県融資制度で市が保証料等を補助するもの

※下表の内容は市の利子補給補助金又は保証料補給補助金の対象となる条件です。
 融資限度額や融資期間などは、実際の県の融資制度条件と異なります。詳細は県融資制度要綱を確認ください。

制度名	融資対象	資金使途	補助対象限度額	補助対象期間	利率	保証料率	取扱金融機関
「青森新時代」への架け橋資金	【創業チャレンジ融資】 市内で、新たに事業を開始する又は事業を開始して5年に満たない中小企業者	運転資金 設備資金	1千万円	運転 10年以内	年1.1% 当初1年間分を市が全額補助	9段階の保証料率 県の補助(30%) 後の残額を市が全額補助	裏面記載の取扱金融機関と同じ
	【空き店舗活用チャレンジ融資】 市内中心商店街の空き店舗において開業する中小小売業者等で、地域商店街等の活性化への取組として市町村の認定を受けたもの		3千万円		年1.1% 当初5年間分を市が全額補助	9段階の保証料率 市の補助(50%)を補助	
	【貸金引上げに資する取組】 コスト削減や既存商品・サービスの改良、人材育成などの貸金引上げに資する取組による1.5%以上の貸金引上げ計画書を作成したもの		2千万円	年1.1%	9段階の保証料率 県の補助(30%) 後の残額を市が全額補助		
	【物流の2024年問題の解決への取組】 設備導入や物流拠点の建設、労働時間短縮や予約受付のシステム構築・導入などの業務効率化を図るもの		2千万円	年1.1%	9段階の保証料率 県の補助(30%) 後の残額を市が全額補助		
サポート資金 経営安定化	【経営安定枠】 原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、10%以上の売上高減少など一定の要件を満たすもの	運転資金	2千万円	7年以内	金融機関所定の利率△0.8% 但し、下限は年1.6%	9段階の保証料率 市の補助(30%) 市が全額補助	
借入支援型 借換資金	保証協会の保証を受けている借入残高がある中小企業者で、5%以上の売上高減少や計画の策定など一定の要件を満たすもの	借換資金	2千万円	10年以内	金融機関所定の利率△1.3% 但し、下限は年1.1%	9段階の保証料率 市の補助(30%) 市が全額補助	

◎融資条件、その他県融資制度については、青森県商工政策課商工金融グループ、金融機関等へお問い合わせください。
 ◎保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき経営者保証に代えて保証料の上乗せをした場合、その上乗せ分は補給対象外とします。

中小企業者向け 融資案内

期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

◆小規模事業者経営改善資金(マル経融資) (利子の補助対象融資額は1,000万円まで)
 市では、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた方を対象に、当初1年間分の利子を全額負担します。融資の申込は、弘前商工会議所又は岩木山商工会からの推薦を受けた後、日本政策金融公庫での手続きが必要となります。

○制度の特徴 ①低金利 ②保証人不要 ③担保不要

○融資対象 ・日本政策金融公庫の融資対象業種であること
 ・弘前商工会議所又は岩木山商工会の指導を6か月以上受けていること
 ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)
 ・弘前市内で1年以上事業を営み、税金を全て完納していること

○融資限度額 2,000万円(限度額の範囲内で重複しての利用や、借換利用もできます)

○返済期間 運転資金…7年以内(据置期間:1年以内)、設備資金…10年以内(据置期間:2年以内)

○融資利率 年1.20%(令和6年1月4日現在)※日本政策金融公庫(国民生活事業)金利情報で確認してください。

○利子補助について
 ・商工会議所又は商工会を通して補助を受けることができます。
 ・4月～9月、10月～3月のそれぞれの期間に支払った利子を、弘前商工会議所又は岩木山商工会をとおして市が年2回、補助します。
 ・補助申込みが市の予算に達した段階で受付を終了します。 ※本利子補助を利用できるのは、1企業につき1回までです。

弘前市
 商工部商工労政課
 弘前市大字上白銀町1番地1
 電話 35-1135

弘前市融資制度一覧

◎融資実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

制度名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率及び利子	保証料率及び保証料	期間	担保	保証人	申込先
小口資金 特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。 ※同一年度内に小口資金特別保証融資制度と小口零細企業特別保証融資制度の併用はできません。	運転資金 設備資金	1,700万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて	原則法人の代表者以外不要	取扱金融機関* 信用保証協会
小口零細企業 特別保証融資	① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以下の会社及び個人であって特定事業(農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種)を行うもの ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数(宿泊業又は娯楽業の場合は20人)以下であってその政令に定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行うもの ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの	運転資金 設備資金	1,250万円	年率1.9%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	7年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	原則無担保	原則法人の代表者以外不要	取扱金融機関* 信用保証協会
事業活性化資金 特別保証融資	弘前市に住所又は主な事業所を有する中小企業者で、かつ中小企業信用保険法対象業種を行う者であること。	運転資金 設備資金	2,000万円	年率2.1%以内	9段階の保証料率 (市が全額補助)	10年以内 (運転は含6か月以内、設備は含1年以内の据置)	必要に応じて	原則法人の代表者以外不要	取扱金融機関* 信用保証協会
商業近代化資金	弘前市で卸・小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合等	店舗の新築及び増改築(これに伴う土地購入費及び運転資金を含む)、情報機器等の導入、ショッピングセンター等への出店に要する資金、ショッピングセンター等の運営に要する資金等	企業 3,000万円 1商店街振興組合等 7,000万円 ※融資対象となる事業が地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの(以下「有効事業」)は1億円	長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内 (0.9%を下回る場合は0.9%とする) ※融資条件の特例に該当する場合は、0.9%とし、市が全額負担	原則不要	10年以内(含1年以内の据置) ※有効事業は15年以内(含2年以内の据置)	必要に応じて	金融機関所定	青森銀行 みちのく銀行 東奥信用金庫
工場・IT整備資金	次のいずれかに該当するもの ① 製造業を営む者 ② 市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、健康医療関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者	工場等の新設、増設(機械設備購入を含む)若しくは取得、又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金	5,000万円 (中小企業設備近代化資金併用の場合は、整備に必要な金額から除く)	長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内 (ただし、上記により算出した利率が0.9%を下回る場合は0.9%とする)	原則不要	15年以内(含2年以内の据置)	必要に応じて	金融機関所定	青森銀行 みちのく銀行 東奥信用金庫 青い森信用金庫
協同組合・地場産業等 振興資金	中小企業組合及び組合員	運転資金 設備資金	商工中金 所定の金額	商工中金 所定利率	不要	運転10年以内 設備15年以内	必要に応じて	必要に応じて	直接貸付: 商工中金青森支店 代理貸付: 青森県信用組合

*【取扱金融機関】青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合

◎ 有効事業及び融資条件の特例の詳細については、弘前市商工労政課へお問い合わせください。

◎ 融資条件等については、弘前市商工労政課、各取扱金融機関へお問い合わせください。

◎ 融資実施期間内であっても、市が要綱で別途定める融資総額に達した場合は新規融資の受付を終了する場合があります。